

公益社団法人水戸市シルバー人材センター職群班設置要綱

(設置)

第1条 公益社団法人水戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、センター会員就業規約（以下「就業規約」という。）第11条に定めるもののほか、特定の職種について、会員の共働、共助を基本とした連帯意識と親睦を基調とした安全な作業を促進することにより、事業効果を高めることを目的として職群班を置く。

(組織)

第2条 職群班は、職種毎に必要なに応じて編成する。ただし、班の会員数、類似職種により2以上の職種をもって編成することができる。

2 職群班の名称は職種をもって充てる。

(世話人等)

第3条 職群班の作業を円滑に推進するため、職群班に世話人を置く。

2 職群班に必要なに応じて副世話人を置くことができる。

(世話人の職務)

第4条 世話人の職務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) センターとの連絡を密にし、作業計画の班員への周知を図ること。
- (2) 班員の意見、希望等の伝達調整を図ること。
- (3) 安全作業の推進を図ること。
- (4) 班員の就業報告書等をセンターへ提出すること。
- (5) 作業用器具及び機材の保全に努めること。
- (6) 作業計画の変更、その他緊急の事態等が生じた場合はセンターへ連絡すること。

(世話人の選任及び任期)

第5条 世話人及び副世話人は、班の推薦により理事長が委嘱する。

2 世話人及び副世話人の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠の世話人及び副世話人の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 職群班の会議は、必要なに応じて世話人が招集する。

(経費)

第7条 前条の規定により開催する会議にかかる経費は、予算の範囲内においてセンターが負担する。

(補則)

第8条 この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月25日から施行し、同月1日から適用する。